

【資料2】

3(2)川薩保健所・出水保健所の 主な取組等について

ア 健康かごしま 21 について

健康かごしま21の推進

1 事業の目的

「心豊かに生涯を送れる健康長寿県の創造」を目指し「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」、「生活の質の向上」を目標として策定された、県の健康増進計画である健康かごしま21（令和6年度～令和17年度）の地域における推進体制の整備を図る。

2 事業の概要

(1) 健康かごしま21北薩地域推進協議会（令和7年11月5日開催）

- 北薩地域における「健康かごしま21」を推進するため、関係機関・団体が行う取組や地域・職域・学域の連携による取組を協議・検討した。
- 本協議会で設定している令和7年度の協議テーマである「働き盛りの女性の健(検)診受診への意識づけ」について関係者間の情報共有を図り、女性の健康づくりを支援する取組に理解を深めた。

(2) 健康かごしま21北薩地域推進協議会・連絡会（令和7年12月17日開催）

- 健康づくり関連機関・団体間の連携を進め、北薩地域における健康づくりの気運醸成を図ることを目的とし、担当者レベルの意見交換を行い、今年度の協議会で決定したテーマである「職域における健(検)診受診の働きかけ、周知方法」の展開や具体的なアクションを検討した。

(3) メタボリックシンドローム予防対策事業

- 10月を「かごしま健康イエローカードキャンペーン強化月間」とし、県・市町・健康関連団体・健康づくり協力事業者が協働で、健康づくりに関する普及啓発を集中的・一体的に実施

(4) 健康づくりを支援する社会環境整備事業

- 受動喫煙防止の環境整備
受動喫煙対策に取り組む飲食店や喫茶店「たばこの煙のないお店」
*登録店舗数 228 件（令和8年1月1日現在）
- 食の環境整備
栄養成分の表示やヘルシーオーダーへの対応等を実施する飲食店や総菜店「かごしま食の健康応援店」
*登録店舗数 94 件（令和8年1月1日現在）
- 職場ぐるみの健康づくり支援
職場ぐるみで健康づくりに取り組む事業所「職場の健康づくり賛同事業所」 *登録事業所数 49 事業所（令和8年1月1日現在）

(5) ソーシャル・キャピタルの核となる人材の育成

価値観や経験を共有し、健康課題の解決に強い動機を持つネットワークである食生活改善推進員について、各市町が開催する養成講座に講師を派遣するなど、会員の増加と育成について支援している。

*北薩地域の推進員数 246人（令和7年6月現在）

イ 感染症と危機管理について

感染症と危機管理について

1 事業の目的

結核及び新型インフルエンザ等の感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を図るため、管内住民に対して感染症対策の普及・啓発を行うとともに、発生時には的確な情報を収集し、提供することにより感染拡大防止を図る。

2 事業の概要

(1) 川薩、出水地域感染症危機管理対策協議会の開催

市町及び医師会等の関係機関からなる協議会を設置し、新型インフルエンザ等の感染症に関する健康危機事象が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、感染の拡大防止対策等について協議する。

川薩保健所管内：令和8年3月11日（予定）

出水保健所管内：令和8年3月3日（予定）

感染症発生動向や訓練、市町新型インフルエンザ等対策行動計画等について協議する予定。

(2) 感染症発生動向調査

管内の感染症の発生状況が、国が示す注意報・警報レベルの基準に達した際には、ホームページ等により住民に対して周知を図る。

(3) 研修会や訓練

北薩地域の関係機関が一体となった取組が行えるように、保健所健康危機対処計画に基づき、研修会や訓練を行い、体制の強化を図る。

令和7年8月23日：鳥インフルエンザ感染者発生時を想定した医療機関との合同訓練 参加者 58名

令和7年12月2日：高齢者施設の従事者を対象とした感染症研修会 参加者 44名

(3) 予防知識の普及・啓発

北薩地域感染症情報の発行やホームページ、ラジオ等を通じて感染症対策の普及・啓発を図る。

(4) 健康相談窓口

住民からの健康不安の訴えを聞き、的確な助言を行うとともに、発生した際の対応について指導する。

(5) 医療提供体制

二類感染症や新型インフルエンザ等の患者が発生した際は、第二種感染症指定医療機関において入院医療を提供し、感染拡大防止を図る。

3 課題及び今後の取組等

令和7年3月に改訂された県新型インフルエンザ等対策行動計画、令和8年7月に改訂される市町新型インフルエンザ等対策行動計画にあわせて、川薩・出水保健所健康危機対処計画について、内容の見直しを実施する予定。

北薩地域の関係機関が一体となった取組が行えるように、研修会や訓練により、引き続き体制の強化を図っていく。

鹿児島県新型コロナウイルス等対策行動計画の概要

令和7年（2025年）3月改定

【計画の見直し】

状況変化等に的確に対応するため、政府行動計画等の見直しに合わせて検討を行う

計画改定の経緯

国は、新型コロナウイルス対応で明らかになった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、令和6年7月に「新型コロナウイルス等対策政府行動計画」を抜本改正した。県は、改正後の政府行動計画に基づき「県行動計画」を改定。

計画の位置づけ

新型コロナウイルス等対策特別措置法第7条の規定による計画として、新型コロナウイルス等対策政府行動計画を踏まえ、感染症危機に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ新興感染症の発生・まん延時の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るために定めるもの。
合わせて、県行動計画は、市町村行動計画及び指定地方公共機関における業務計画を作成する際の基準となるべき事項を定めるものとなる。

対象となる感染症

新型コロナウイルス等感染症、指定感染症、新感染症

感染症予防計画との違い

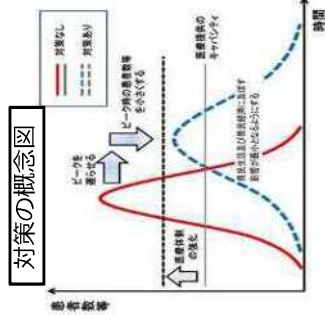
令和6年3月に改定した県予防計画は、感染症法に基づく計画。全ての感染症を対象とし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する必要な措置を規定している。
一方、県行動計画は、特措法に基づく計画。新型コロナウイルスや新型コロナウイルス感染症等だけでなくその他の幅広い呼吸器感染症等も念頭に、迅速な初動対応のための体制や社会経済全体にわたる総合的な対策を统一的に講じるために必要な措置を規定している。

主な改正内容

- 時期の区分等
 - ・ 記載を3期（準備期、初動期、対応期）に分け、準備期の取組を充実
- 対策項目
 - ・ 13項目に拡充（新型コロナウイルス対応で課題となった項目を独立、記載を充実）
 - ・ 中長期的に複合的な波が来ることも想定して対策を整理
 - ・ 状況の変化に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替え

新型コロナウイルス等対策の目的及び基本的な戦略

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。**
 - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
 - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- 2 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。**
 - ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替を円滑に行うことにより、県民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
 - ・ 県民生活及び県民経済の安定を確保する。
 - ・ 感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
 - ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



計画の構成

- 第1部 新型コロナウイルス等対策特別措置法と県行動計画**
 - 第1章 新型コロナウイルス等対策特別措置法の意義等**
 - 第1節 感染症危機を取り巻く状況
 - 第2節 新型コロナウイルス等対策特別措置法の概要
 - 第3節 県の感染症危機管理体制
 - 第2章 政府県行動計画の作成と感染症危機対応**
 - 第1節 県行動計画の作成
 - 第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験
 - 第3節 県行動計画改定目的
- 第2部 新型コロナウイルス等対策の実施に関する基本的な方針**
 - 第1章 新型コロナウイルス等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等**
 - 第1節 新型コロナウイルス等対策の目的及び基本的な戦略
 - 第2節 新型コロナウイルス等対策の基本的な考え方
 - 第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ
 - 第4節 新型コロナウイルス等対策実施上の留意事項
 - 第5節 対策推進のための役割分担
 - 第2章 新型コロナウイルス等対策の対策項目と横断的視点**
 - 第1節 県行動計画における対策項目等
 - 第3章 政府県行動計画の実効性を確保するための取組等**
 - 第1節 国立健康危機管理研究機構（IHHS）の果たす役割
 - 第2節 地方衛生研究所等の果たす役割
 - 第3節 県行動計画等の実効性確保
- 第3部 新型コロナウイルス等対策の各対策項目の考え方及び取組**
 - 第1章 実施体制**
 - 第1節 準備期
 - 第2節 初動期
 - 第3節 対応期
 - 第2章 情報収集・分析**
 - 第3章 サーベイランス**
 - 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション**
 - 第5章 水際対策**
 - 第6章 まん延防止**
 - 第7章 ワクチン**
 - 第8章 医療**
 - 第9章 治療薬・治療法**
 - 第10章 検査**
 - 第11章 保健**
 - 第12章 物資**
 - 第13章 県民生活及び県民経済の安定の確保**

各対策項目の主な取組

| 対策項目 | 準備期 | 初動期 | 対応期 |
|---------------------------|--|---|---|
| 1 実施体制 | ①特措法の規定に基づき、必要に応じた県行動計画の見直し ②行動計画の内容を踏まえ、発生に備えた実践的な訓練・研修の実施 ③業務継続計画の改定等 ④国や市町村、関係機関との連携強化 | ①国内外における発生動向等に関する情報収集 ②関係機関との会議を開催し、情報集約、共有及び分析を行い、県の初動対応を協議 ③政府対策本部設置に伴う県対策本部の設置 | ①リスク評価等を踏まえ、地域の実情に応じた対策の実施 ②必要に応じた県及び関係市町村並びに関係指定地方公共機関が実施する対策に関する総合調整 ③まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の検討・要請 ④政府対策本部の発出に伴う県対策本部の発止 |
| 2 情報収集・分析 | ①有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報収集体制の整備 ②訓練等を通じた情報収集・分析に係る運用状況等の確認 ③情報の一元化、データベース連携等のDXの推進 | ①有事における積極的疫学調査や臨床研究に資する情報収集体制の整備 ②国内での発生状況やリスク評価等を踏まえ、有事の体制への移行を判断 ③県民等への分かりやすい情報提供・共有 | ①速やかな情報収集・分析、リスク評価の実施体制の強化 ②リスク評価に基づく感染対策の実施、柔軟かつ機動的な感染対策の見直し ③同左 |
| 3 サーベイランス | ①感染症サーベイランスの実施体制の整備 ②急性呼吸器感染症の県内流行状況の把握 ③感染性サーベイランスに関する人材育成のための研修の実施 ④有事に迅速な情報収集が可能となるよう、DXを推進 | ①有事における感染症サーベイランス実施体制の整備 ②疑似症サーベイランスの開始 ③県民等への迅速な情報提供・共有 | ①同左 ②サーベイランスの実施体制の検討や見直し、地域の感染動向等に応じた独自のサーベイランスの実施 ③分析結果等に基づく情報の県民等への分かりやすい情報提供・共有 |
| 4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション | ①基本的な感染対策等の県民等への分かりやすい情報提供・共有 ②偏見・差別、偽・誤情報に関する啓発 ③双方向のコミュニケーション体制の整備・取組推進 | ①その時点で把握している科学的知見等に基づき、有効な感染防止策等の県民等への分かりやすい情報提供・共有 ②偏見・差別、偽・誤情報への対応(特に感染者等) ③双方向のコミュニケーションの実施、コールセンターの設置 | ①同左 ②同左(特に医療従事者等、治療法など) ③同左 |
| 5 水際対策(新) | ①国が実施する訓練や医療機関や宿泊施設等との協定締結、PCR検査の実施等に必要に応じて協力 ②離島の保健所における検疫所からの通報に基づく確認等に備え、検疫所と保健所の連携体制を構築 | ①国が実施する検疫措置の強化への協力 ②同左 | ①同左 ②帰宅等待機者等に対する健康監視の実施が難しい場合、国に対する実施を要請 |
| 6 まん延防止 | ①想定される新型インフルエンザ等対策の内容や意義についての周知・広報 ②基本的な感染対策の普及 ③個人や事業者に対するまん延防止対策への理解促進 | ①国と連携し、国内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、患者への対応や患者の同居者等の濃厚接触者への対応の確認 | ①国と連携し、地域の感染状況等に応じたまん延防止対策の実施 ・県民等への外出自粛等に係る要請、基本的な感染対策に係る要請等 ・事業者や学校等に対する営業時間の変更や休業要請等 |
| 7 ワクチン(新) | ①ワクチンの接種に必要な資材の把握 ②関係機関と連携し、接種に必要な人員、会場を含めた接種体制の構築の準備 ③県民等への予防接種やワクチンへの普及啓発及び情報提供・共有 | ①ワクチンの接種に必要な資材の確保の準備 ②接種に必要な人員、会場を含めた接種体制の構築 | ①ワクチン等の流通体制の構築 ②初期期に構築した接種体制に基づく接種 ③県民等への予防接種の実施等に関する情報提供・共有 ④接種が困難な者が接種を受けられるよう接種体制の拡充 |
| 8 医療 | ①医療機関等と病床確保や発熱外来等に関する協定の締結 ②研修や訓練による人材育成の推進 ③感染症指定医療機関、協定締結医療機関の設備整備等支援及び準備状況の確認 ④離島を含め感染症患者等の移送や搬送手段等について、各関係機関で協議 | ①感染症に関する知見の共有 ②感染症指定医療機関における受入体制の確保、入院調整に係る体制の構築 ③国からの要請に基づき、協定締結医療機関への対応の準備を要請 ④相談センターの設置 | ①地域の状況を踏まえ、医療提供体制を段階的に拡充 ②入院調整について、必要に応じて総合調整権限・指示権限の行使 ③相談センターの強化 ④時期に応じた医療提供体制の構築 |
| 9 治療・治療法(新) | ①国の治療薬・治療法研究開発に対する協力 ②治療薬・治療法を使用できるような医療機関等との体制の構築 ③抗インフルエンザウイルス薬の計画的・安定的備蓄 | ①治療薬・治療法を使用できるような医療機関等への情報提供・共有 ②抗インフルエンザウイルス薬の流通備蓄を含む備蓄量の把握 | ①安定的な供給が難しい場合は、準備期に整理した円滑に流通させる体制を活用し、必要な患者に適時公平に配分 ②抗インフルエンザウイルス薬が不足する場合は、国備蓄分の配分を要請 |
| 10 検査(新) | ①地方衛生研究所等の検査体制の整備 ②訓練・研修等による検査体制の維持・強化 | ①速やかな検査体制の立ち上げ ②国等が主導する検査診断技術の研究開発への協力 | ①検査体制の拡充 ②同左 |
| 11 保健(新) | ①保健所の感染症有事体制業務量に対する人員確保数の情報の確認 ②研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築 ③保健所及び地方衛生研究所等の有事に備えた体制整備 ④地域における情報の提供・共有、リスクコミュニケーション | ①保健所及び地方衛生研究所等の有事体制への移行準備 ②相談センターやコールセンターの設置等による県民等への情報提供・共有の開始 | ①保健所及び地方衛生研究所等の有事体制への移行 ②主な対応業務(相談、検査、調査、入院調整、健康観察等)の実施 ③県民等への分かりやすい情報提供・共有 ④流行状況や業務負担に応じた体制の見直し |
| 12 物資(新) | ①必要な感染防止対策物資等を備蓄し、定期的に確認 ②協定締結医療機関における個人防護具の備蓄等の推進、備蓄・配置状況の確認 | ①協定締結医療機関の備蓄・配置状況の確認 ②感染症防止対策物資等の不足が見込まれる場合、国等と連携し必要量を確保 | ①協定締結医療機関の備蓄・配置状況を随時確認 ②緊急事態措置の実施に必要な場合、指定(地方)公共機関に対して物資等の配送を、特定物資の所有者に対して売渡しを要請 |
| 13 県民生活及び県民経済の安定の確保 | ①業務継続計画の重要性等について周知し、策定を促進 ②必要な食料品や生活必需品等の物資及び資材の備蓄 ③火葬能力等の把握、火葬体制の整備 | ①事業者・国の事業継続に係る準備等の要請を周知し、必要に応じて事業継続に向けた準備等を要請 ②遺体の火葬・安置等に係る資機材等の備蓄 | ①心身への影響に関する施策、教育の継続に関する支援、生活関連物資等の価格の安定に関する施策等の実施 ②事業者を支援するため必要な財政上の措置その他の必要な措置の実施 ③必要に応じた一時的な理葬の活用 |

鹿児島県感染症予防計画の概要

令和6年3月改定

【計画の見直し】状況変化等に的確に対応するため、国の基本指針の見直しに合わせて検討を行う

計画改定の経緯

新型コロナウイルス感染症の対応の際に生じた、病床の確保、医療人材の確保など様々な課題を踏まえ、国は、令和4年12月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を、令和5年5月に「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」を改正した。
県は、改正後の基本指針に基づき「県感染症予防計画」の改定した。

計画の構成

- 第1 感染症の予防の推進の基本的な方向
- 第2 感染症の発生の予防のための施策
- 第3 感染症のまん延の防止のための施策
- 第4 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究
- 第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上^①
- 第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保
- 第7 感染症の患者の移送のための体制の確保^②
- 第8 厚生労働省令で定める体制の確保に係る数値目標^③
- 第9 宿泊施設の確保^④
- 第10 外出自粛対象者の療養生活の環境整備^⑤
- 第11 感染症の予防又はまん延の防止のための総合調整・指示の方針^⑥
- 第12 法第53条の16第1項に規定する感染症対策物資等の確保^⑦
- 第13 感染症に関する啓発及び正しい知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重
- 第14 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上
- 第15 感染症の予防に関する保健所の体制の確保^⑧
- 第16 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策
- 第17 その他の感染症の予防に関する重要事項

別表1 感染症の診査に関する協議会設置状況

別表2 感染症指定医療機関指定状況(感染症病床)

別表3 数値目標^⑧

別表4 用語集^⑨

計画の位置づけ

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第10条の規定による計画として、本県の感染症対策を総合的かつ計画的に推進するために定めるもの

基本的な方向

- 事前対応型行政の構築
- 県民個人個人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策
- 人権の尊重
- 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応
- 県及び市町村・県民・医師等・獣医師等の果たすべき役割
- 予防接種

主な施策

- 第1 感染症の予防の推進の基本的な方向
 - ・事前対応型行政としての感染症対策の実施
 - ・県連携協議会における実施状況の検証^⑩
 - ・保健所及び地方衛生研究所等の体制整備や人材育成等^⑪
- 第2 感染症の発生の予防のための施策
 - ・全国一律の基準及び体系による感染症発生動向調査の実施
- 第3 感染症のまん延の防止のための施策
 - ・感染症の発生状況、動向及び原因の調査を行う積極的疫学調査の適切な判断による実施
- 第4 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究
 - ・地方衛生研究所等における国や保健所等と連携した病原体等に関する情報の収集、調査及び研究
- 第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上^⑫
 - ・地方衛生研究所等における病原体等の検査体制及び検査能力の整備・管理
 - ・新興感染症に備えた民間検査機関等と検査の協定締結
- 第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保
 - (1) 第一種・第二種感染症指定医療機関
 - ・感染症患者の入院を担当する医療機関の指定
 - ・新型コロナウイルス感染症等感染症等発生等公表期間前の医療の提供^⑬
- 第7 感染症の患者の移送のための体制の確保^⑭
 - (1) 患者の移送体制の確保
 - ・消防機関等との連携及び消防機関との協定締結
 - ・民間事業者等への業務委託の検討
 - (2) 移送訓練・演習
 - ・関係者による移送訓練や演習等の定期的な実施
 - (3) 関係機関及び関係団体との連携
 - ・消防機関と医療機関との情報共有の枠組みの整備
- 第8 厚生労働省令で定める体制の確保に係る数値目標^⑮
- 第9 宿泊施設の確保^⑯
 - ・宿泊療養の実施に関する協定の締結
- 第10 外出自粛対象者の療養生活の環境整備^⑰
 - (1) 体制の確保及び支援
 - ・宿泊施設の運営体制の構築
 - ・市町村と連携した健康観察及び生活支援
 - ・民間事業者等への委託等の検討
 - (2) 施設における感染対策
 - ・感染対策の助言を行うことができる体制の確保
 - (3) 関係機関及び関係団体との連携
 - ・介護サービス事業者等との連携
- 第11 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上
 - (1) 感染症に関する人材の養成及び資質の向上
 - ・感染症に関する講習会等の実施
 - (2) IHEATの活用^⑱
 - ・IHEAT要員による支援体制の確保
 - ・保健所における実践的な訓練の実施
 - (3) 医療機関等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上^⑲
 - ・養成及び資質を有する医療従事者の養成
 - ・大学と連携した専門知識を有する医療従事者の養成
 - ・新興感染症の発生を想定した研修・訓練の実施又は参加
 - ・人材派遣のための研修・訓練の実施
- 第12 法第53条の16第1項に規定する感染症対策物資等の確保^⑳
- 第13 感染症に関する啓発及び正しい知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重
- 第14 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上
 - (1) 感染症に関する人材の養成及び資質の向上
 - ・感染症に関する講習会等の実施
 - (2) IHEATの活用^㉑
 - ・IHEAT要員による支援体制の確保
 - ・保健所における実践的な訓練の実施
 - (3) 医療機関等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上^㉒
 - ・養成及び資質を有する医療従事者の養成
 - ・大学と連携した専門知識を有する医療従事者の養成
 - ・新興感染症の発生を想定した研修・訓練の実施又は参加
 - ・人材派遣のための研修・訓練の実施
- 第15 感染症の予防に関する保健所の体制の確保^㉓
 - ・保健所の人員体制の構築や設備等の整備
 - ・ICTの活用など業務の効率化の推進
 - ・感染症発生時における協力体制の整備

数値目標

| 項目 | 目標値 | |
|---------------------|------------------------|--------------------------|
| | 【流行初期】 (発生公表後6か月まで) | 【流行初期以降】 (発生公表後6か月まで) |
| 入院(感染症病床含む) | 342床 | 726床 |
| 発熱外来 | 800機関 | 876機関 |
| 自宅療養者等への医療の提供 | 131機関 | 131機関 |
| 後方支援 | 876機関 | 876機関 |
| 人材派遣(医師、看護師) | 84人 | 84人 |
| 他人防護具の備蓄を十分に行う医療機関等 | 協定締結医療機関の8割以上 | |
| 検査の実施能力 | 検査体制 | 検査の実施能力 |
| 確保居室数 | 確保体制 | 確保居室数 |
| 92室 | 宿泊療養体制 | 92室 |
| 1,823室 | 宿泊療養体制 | 1,823室 |
| 年1回以上 | 医師従事者や保健所職員等の研修・訓練回数 | 年1回以上 |
| 506人 | 新興感染症発生時に対応する人数(応援含む) | 506人 |

ウ 災害医療体制について

災害医療体制について

1 事業の目的

災害時に、迅速な医療提供や健康管理、避難所の衛生管理等の保健活動が実施できるよう医療体制の充実・強化と健康危機管理の体制整備を図る。

2 事業の概要

(1) 災害医療体制

- ① 災害拠点病院（北薩圏域：済生会川内病院，出水総合医療センター）
 - ・ 災害時において地域の医療機関を支援。DMAT 設置。
 - ※ DMAT：災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた災害派遣医療チーム
- ② 原子力災害拠点病院（鹿児島大学病院，済生会川内病院）
 - ・ 原子力災害時に汚染傷病者等の受入。原子力災害医療派遣チームの派遣。
- ③ 情報システムによる情報収集・共有
 - ・ EMIS（広域災害救急医療情報システム）北薩圏域：56 医療機関登録
災害時に都道府県を越えて医療機関の稼働状況などを共有し，被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる情報を集約提供する。
 - ※ EMIS：被災地域において医療機関が必要な支援情報を迅速に収集することを目的としたシステム（今年度から新システム運用開始）
 - ・ 保健所現状報告システム（通称：くものいと）保健所の状況を共有。
 - ※ くものいと：災害時の保健所等の状況に係る情報共有システム

(2) 取組状況

- ① トカラ列島近海を震源とする地震に係る避難者への対応
 - ・ 十島村からの要請に基づき，県では令和7年7月7日から7月25日まで保健師を派遣し，鹿児島市内のホテルに避難した住民に対する健康観察を実施。当部から保健師7名が従事
 - ・ 宿泊所を訪問し，避難者の心身に係る体調確認を行ったほか，十島村の保健師とミーティングを行い，情報共有しながら，避難者への支援を実施
- ② 訓練・研修等への参加
 - ・ 令和7年5月25日の県総合防災訓練（さつま町）に当部から保健師5名が参加。災害発生時における保健福祉環境対策班の立ち上げ初動訓練，さつま町へのリエゾン派遣訓練を実施
 - ・ 令和7年11月18日，厚生労働省が実施する保健所災害対応研修（DHEAT 基礎編）に当部から保健師1名が参加。
 - ※ DHEAT：災害時に公衆衛生活動の支援等を行う災害時健康危機管理支援チーム
 - ・ 令和8年2月7日，原子力防災訓練に参加。オフサイトセンター及び長島町とさつま町での訓練に当部から21名が参加。
- ③ 研修等の実施
 - ・ 部内研修等で EMIS と保健所現状報告システム入力研修を実施。
 - ・ 令和8年1月23日，北薩地域保健師等研修会（3市2町及び局内保健師等対象）を開催。「令和7年8月豪雨災害における保健活動」について，霧島市及び始良保健所の保健師が取組を報告